

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 令和三年度東京都補正予算の公表……………一  
……………(財務局主計部議案課)……………一
- 令和四年度分の固定資産税に係る帳簿の縦覧……………三  
……………(主税局資産税部固定資産評価課)……………三
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………四  
……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………四
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………四  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 令和三管理年度におけるくるまぐるに係る知事管理漁獲可能量の公表……………五  
……………(産業労働局農林水産部水産課)……………五
- 行政区域の境界に係る道路の管理に関する協議成立……………五  
……………(建設局道路管理部路政課)……………五
- 兼用工作物の管理に関する協議成立……………六  
……………(同)……………六
- 都道の供用開始……………六  
……………(同)……………六
- 都道の区域変更……………八  
……………(同)……………八
- 都道の供用開始……………九  
……………(同)……………九
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………九  
……………(建設局道路管理部監察指導課)……………九

### 告示 (内水漁管)

- 東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の制限……………一
- 令和四年度第五種共同漁業の増殖方法等……………一

### 規程 (交)

- 東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………四

### 規程 (水)

- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………五
- 建設業者に関する公告……………六  
……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………七  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………七  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………八  
……………(同)……………八
- 東京都職員共済組合組合会の招集……………九

### 公 告

- 雑 報……………九

## 告 示

- ……………(東京都職員共済組合)……………三六
- 任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均標準報酬月額……………(同)……………三六
- 正 誤
- 令和四年二月二十八日付雑報(全国自治宝くじ事務協議会告示第四百二十四号)……………三六
- 令和四年二月二十八日付雑報(全国自治宝くじ事務協議会告示第四百三十一号)……………三六

### 東京都告示第二百九十七号

令和四年三月三日東京都議会の議決を得た令和三年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

令和3年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算(第18号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ753,390,755千円を減額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,370,690,545千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。

(都債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債を補正し、起債の目的及び限度額は、「第3号都債補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科	目	既定予算額	補正予算額	計
款	項			
01	都税	5,044,998,267	561,776,634	5,606,774,901
	01 都民税	1,439,211,967	308,416,625	1,747,628,592
	02 事業税	995,135,177	248,483,517	1,243,618,694
	03 繰入地方消費税	681,492,000	876,000	682,368,000
	04 不動産取得税	75,381,136	8,725,067	84,106,203
	05 都たばこ税	15,324,610	437,090	15,761,700
	06 ゴルフ場利用税	568,719	61,911	630,630
	07 軽油引取税	36,645,000	-1,159,000	35,486,000
	08 自動車税	109,560,917	1,387,069	110,947,986
	10 固定資産税	1,321,804,857	-4,966,840	1,316,838,017
	13 事業所税	113,723,897	1,388,621	115,112,518
	14 都市計画税	255,394,311	-1,348,270	254,046,041
	15 宿泊税	739,289	-525,141	214,148
	16 旧法による税	85	-15	70
02	地方譲与税	44,789,557	6,001,641	50,791,198

	08 特別法人事業譲与税	41,492,709	6,001,641	47,494,350
06 分担金及負担金		21,113,169	-2,322,056	18,791,113
	01 負担金	21,113,169	-2,322,056	18,791,113
08 国庫支出金		3,688,386,643	-824,651,297	2,863,735,346
	01 国庫負担金	223,339,391	-1,862,778	221,476,613
	02 国庫補助金	3,448,537,799	-822,788,519	2,625,749,280
09 財産収入		41,952,319	-2,706,568	39,245,751
	01 財産運用収入	21,108,527	-2,706,568	18,401,959
11 繰入金		1,214,523,260	-303,277,128	911,246,132
	01 特別会計繰入金	2,651,505	208,121	2,859,626
	02 公営企業会計繰入金	9,080,419	-382,797	8,697,622
	03 基金繰入金	1,202,791,336	-303,102,452	899,688,884
12 諸収入		370,326,392	-4,651,189	365,675,203
	04 受託事業収入	72,079,953	-4,660,000	67,419,953
	09 雑入	78,842,564	8,811	78,851,375
13 都債		587,601,000	-287,757,000	299,844,000
	01 都債	587,601,000	-287,757,000	299,844,000

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	01 繰越金	1,000	104,196,208	104,197,208
歳 入 合 計		11,124,081,300	-753,390,755	10,370,690,545

歳出

(単位 千円)

科 款	目 項	既定予算額	補正予算額	計
01	議会費	6,152,000	-499,492	5,652,508
	01 都議会費	6,152,000	-499,492	5,652,508
02	総務費	247,659,003	18,702,733	266,361,736
	01 総務管理費	25,746,664	-200,043	25,546,621
	03 都民安全推進費	2,287,000	-301,951	1,985,049
	05 区市町村振興費	126,218,115	19,865,683	146,083,798
	07 防災管理費	14,180,379	24,490	14,204,869
	09 会計管理費	3,034,000	-177,280	2,856,720
	12 建築保全費	12,478,000	-508,166	11,969,834
03	徴税费	73,114,000	-1,398,511	71,715,489
	01 徴税管理費	20,217,000	-666,809	19,550,191
	02 課税費	15,000,000	-74,498	14,925,502
	03 徴収費	34,697,000	-657,204	34,039,796
05	スポーツ振興費	412,220,000	-7,912,744	404,307,256
	02 オリンピック・パラリンピック準備費	398,290,000	-6,146,412	392,143,588

科 款	目 項	既定予算額	補正予算額	計
	03 スポーツ推進費	12,599,000	-1,766,332	10,832,668
06	都市整備費	120,090,000	-17,122,158	102,967,842
	01 都市整備管理費	6,389,000	-336,000	6,053,000
	02 都市基盤整備費	20,000,000	-6,738,238	13,261,762
	03 市街地整備費	50,942,000	-7,297,920	43,644,080
	04 建築行政費	6,674,000	-1,876,000	4,798,000
	05 住宅政策費	36,085,000	-874,000	35,211,000
07	環境費	59,531,148	-1,584,408	57,946,740
	02 環境保全費	46,750,148	-740,087	46,010,061
	03 廃棄物費	8,816,000	-844,321	7,971,679
08	福祉保健費	2,157,438,192	-4,524,895	2,152,913,297
	01 福祉保健管理費	14,202,500	-1,259,367	12,943,133
	02 医療政策費	54,919,985	-1,206,379	53,713,606
	03 保健政策費	334,703,954	4,587,660	339,291,614
	04 生活福祉費	159,002,979	23,848,016	182,850,995
	05 高齢社会対策費	225,066,443	-4,924,529	220,141,914

	06 少子社会対策費	326,147,682	-7,882,466	318,265,216
	07 障害者施策推進費	203,350,053	-956,121	202,393,932
	08 健康安全費	767,361,114	-10,267,902	757,093,212
	09 施設整備費	57,412,482	-6,159,489	51,252,993
	10 地域病院費	15,271,000	-304,318	14,966,682
09 産業労働費		3,290,880,532	-965,370,376	2,325,510,156
	02 産業労働管理費	2,636,819,890	-928,832,258	1,707,987,632
	03 商工業振興費	561,942,463	-36,538,118	525,404,345
10 土木費		564,635,000	-77,653,303	486,981,697
	01 土木管理費	25,164,000	-837,957	24,326,043
	02 道路橋梁費	359,652,000	-47,257,000	312,395,000
	03 河川海岸費	122,737,000	-24,177,018	98,559,982
	04 公園霊園費	57,082,000	-5,381,328	51,700,672
11 港湾費		108,933,180	-15,551,365	93,381,815
	02 東京港整備費	82,974,000	-13,586,365	69,387,635
	03 島しょ等港湾整備費	25,081,180	-1,965,000	23,116,180
12 教育費		864,847,368	-10,571,987	854,275,381

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	01 教育管理費	41,167,000	-160,000	41,007,000
	02 小中学校費	465,937,000	-5,212,988	460,724,012
	03 高等学校費	143,367,806	-176,446	143,191,360
	05 福利厚生費	1,259,000	-214,000	1,045,000
	06 退職手当及年金費	47,121,000	-592,491	46,528,509
	07 教育指導奨励費	25,985,368	-4,083,623	21,901,745
	09 施設整備費	44,599,000	-132,439	44,466,561
13 学務費		236,157,000	-3,071,055	233,085,945
	02 私立学校振興費	211,615,000	-3,071,055	208,543,945
14 警察費		652,176,000	-9,923,639	642,252,361
	01 警察管理費	535,538,766	-8,428,528	527,110,238
	02 退職手当及年金費	24,811,028	-155,111	24,655,917
	03 警察活動費	56,078,714	-1,340,000	54,738,714
15 消防費		251,067,000	-2,241,624	248,825,376
	01 消防管理費	199,615,000	-970,624	198,644,376
	05 建設費	16,339,000	-1,271,000	15,068,000

17 諸支出金		1,713,901,436	345,332,069	2,059,233,505
	01 財産費	3,798,000	194,197,847	197,995,847
	02 他会計支出金	1,206,549,416	110,611,000	1,317,160,416
	04 諸費	503,122,020	40,523,222	543,645,242
歳 出 合 計		11,124,081,300	-753,390,755	10,370,690,545

## 第2号 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
02 総務費			0	20,128,683	20,128,683
	05 区市町村振興費		0	20,128,683	20,128,683
		1 自治振興	0	20,128,683	20,128,683
05 スポーツ振興費			0	7,009,623	7,009,623
	02 オリンピック・パラリンピック準備費		0	7,009,623	7,009,623
		1 共同実施事業等	0	7,009,623	7,009,623
06 都市整備費			5,206,000	36,728	5,242,728
	02 都市基盤整備費		633,000	36,728	669,728
		2 施設計画に関する調査	0	36,728	36,728
08 福祉保健費			0	427,648	427,648
	10 地域病院費		0	427,648	427,648
		1 施設整備	0	427,648	427,648
09 産業労働費			1,321,000	131,707,000	133,028,000
	02 産業労働管理費		0	131,707,000	131,707,000
		1 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(新型コロナウイルス感染症緊急対策)	0	131,707,000	131,707,000
17 諸支出金			0	130,000	130,000

	01 財産費		0	130,000	130,000
		1 公有財産管理	0	130,000	130,000
合	計		66,070,000	159,439,682	225,509,682

## 第3号 都債補正

(単位 千円)

番号	起債の目的	起債限度額		
		既起債限度額	今回補正額	計
1	支庁庁舎整備費	369,000	-369,000	0
2	応急給水槽建設費	533,000	-533,000	0
3	交通事業会計出資金	137,000	-137,000	0
4	高速電車事業会計出資金等	19,639,000	-19,639,000	0
5	水道事業会計出資金	65,000	-65,000	0
6	都税事務所等整備費	1,166,000	-1,166,000	0
7	生活文化施設整備費	328,000	-328,000	0
8	スポーツ振興施設整備費	540,000	-540,000	0
9	都市改造費	2,700,000	-1,134,000	1,566,000
10	自然保護対策費	2,560,000	-937,000	1,623,000
11	廃棄物処理場等建設費	55,000	-55,000	0
13	福祉保健施設整備費	3,027,000	-846,000	2,181,000
14	地域病院等整備費	931,000	-931,000	0
15	金融事業費	109,843,000	-79,843,000	30,000,000
16	農林水産費	660,000	-258,000	402,000
17	産業労働施設整備費	11,139,000	-1,421,000	9,718,000
18	道路橋梁整備費	227,545,000	-95,211,000	132,334,000

19	河川海岸整備費	90,409,000	-51,162,000	39,247,000
20	公園等整備費	21,666,000	-6,837,000	14,829,000
21	東京港整備費	21,390,000	-6,732,000	14,658,000
22	東京港海岸保全費	10,123,000	-3,095,000	7,028,000
23	東京港埠頭株式会社貸付金	1,647,000	-899,000	748,000
24	島しょ等港湾整備費	7,631,000	-2,887,000	4,744,000
25	都立学校整備費	25,576,000	-1,126,000	24,450,000
26	大学施設整備費	3,453,000	-3,453,000	0
27	私立学校振興費	2,594,000	-928,000	1,666,000
28	警察施設整備費	11,330,000	-3,669,000	7,661,000
29	消防施設整備費	10,542,000	-3,556,000	6,986,000
	合 計	587,601,000	-287,757,000	299,844,000

## 令和3年度東京都特別区財政調整会計補正予算

## 予 算 総 則

令和3年度東京都特別区財政調整会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ112,853,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,091,571,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	繰入金	978,717,980	112,853,000	1,091,570,980
	01 一般会計繰入金	978,717,980	112,853,000	1,091,570,980
歳 入 合 計		978,718,000	112,853,000	1,091,571,000

歳出

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	特別区交付金	978,718,000	112,853,000	1,091,571,000
	01 特別区財政調整交付金	978,718,000	112,853,000	1,091,571,000
歳 出 合 計		978,718,000	112,853,000	1,091,571,000

令和3年度東京都地方消費税清算会計補正予算

予 算 総 則

令和3年度東京都地方消費税清算会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入56,014,264千円、歳出65,004,000千円をそれぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を歳入2,685,828,264千円、歳出2,446,308,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	地方消費税	2,024,833,000	-62,931,000	1,961,902,000
	01 地方消費税	2,024,833,000	-62,931,000	1,961,902,000
02	諸収入	458,909,000	17,587,000	476,496,000
	01 地方消費税清算金収入	458,908,000	17,587,000	476,495,000
03	繰越金	146,072,000	101,358,264	247,430,264
	01 繰越金	146,072,000	101,358,264	247,430,264
歳 入 合 計		2,629,814,000	56,014,264	2,685,828,264

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	地方消費税清算費	2,381,304,000	65,004,000	2,446,308,000
	01 地方消費税清算費	2,381,304,000	65,004,000	2,446,308,000
歳 出 合 計		2,381,304,000	65,004,000	2,446,308,000

既定予算額歳入歳出差引残額 248,510,000千円  
 補正予算額歳入歳出差引不足額 8,989,736千円  
 補正後予算額歳入歳出差引残額 239,520,264千円

令和3年度東京都国民健康保険事業会計補正予算

予 算 総 則

令和3年度東京都国民健康保険事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59,139,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,144,971,518千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

## 第1号 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	分担金及負担金	436,530,479	-18,864,402	417,666,077
	01 負担金	436,530,479	-18,864,402	417,666,077
02	国庫支出金	290,207,342	26,961,018	317,168,360
	01 国庫負担金	255,397,265	24,795,147	280,192,412
	02 国庫補助金	34,810,077	2,165,871	36,975,948
04	前期高齢者交付金	249,213,213	2,982,445	252,195,658
	01 前期高齢者交付金	249,213,213	2,982,445	252,195,658
07	繰入金	85,944,675	15,747,723	101,692,398
	01 繰入金	85,944,675	15,747,723	101,692,398
08	諸収入	181,570	9,858,082	10,039,652
	03 雑入	181,568	9,858,082	10,039,650
09	繰越金	21,768,899	22,454,652	44,223,551
	01 繰越金	21,768,899	22,454,652	44,223,551
歳 入 合 計		1,085,832,000	59,139,518	1,144,971,518

## 歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	国民健康保険事業費	1,085,832,000	59,139,518	1,144,971,518
	01 国民健康保険事業費	1,085,832,000	59,139,518	1,144,971,518
歳 出 合 計		1,085,832,000	59,139,518	1,144,971,518

令和3年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算(第19号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37,312,251千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,408,002,796千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08 国庫支出金		2,863,735,346	37,312,251	2,901,047,597
	02 国庫補助金	2,625,749,280	37,312,251	2,663,061,531
歳 入 合 計		10,370,690,545	37,312,251	10,408,002,796

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
09 産業労働費		2,325,510,156	37,312,251	2,362,822,407
	03 商工業振興費	525,404,345	37,312,251	562,716,596
歳 出 合 計		10,370,690,545	37,312,251	10,408,002,796

第2号 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
09 産業労働費			133,028,000	310,918,751	443,946,751
	02 産業労働管理費		131,707,000	273,606,500	405,313,500
		1 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (新型コロナウイルス感染症緊急対策)	131,707,000	273,606,500	405,313,500
	03 商工業振興費		0	37,312,251	37,312,251
		1 地域観光支援事業	0	37,312,251	37,312,251
合	計		225,509,682	310,918,751	536,428,433

●東京都告示第二百九十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十六條第一項の規定により、令和四年度分の固定資産税に係る帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区を所管する都税事務所において納税者の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

東京都知事 小池百合子

一 縦覧に供する帳簿の名称

(一) 土地価格等縦覧帳簿

(二) 家屋価格等縦覧帳簿

二 縦覧期間

令和四年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

四 縦覧場所

東京都千代田都税事務所 千代田区内神田二丁目一番十二号  
 中央都税事務所 中央区新富二丁目六番一号  
 港都税事務所 港区麻布台三丁目五番六号  
 新宿都税事務所 新宿区西新宿七丁目五番八号  
 文京都税事務所 文京区春日一丁目十六番二十一号  
 台東都税事務所 台東区雷門一丁目六番一号  
 墨田都税事務所 墨田区業平一丁目七番四号  
 江東都税事務所 江東区大島三丁目一番三号

品川都税事務所

品川区広町二丁目一番三十六号

目黒都税事務所

目黒区上目黒二丁目十九番十五号

大田都税事務所

大田区西蒲田七丁目十一番一号（令和四年四月一日から同年五月二日まで）  
 大田区新蒲田一丁目十八番二十二号（令和四年五月六日から同年六月三十日まで）

世田谷都税事務所

世田谷区若林四丁目二十二番十三号

渋谷都税事務所

渋谷区恵比寿四丁目二十番三号 恵比寿ガーデンプレイスタワー七階（令和四年四月一日から同年四月二十八日まで）  
 渋谷区千駄ヶ谷四丁目三番十五号（令和四年五月二日から同年六月三十日まで）

中野都税事務所

中野区中野四丁目六番十五号

杉並都税事務所

杉並区成田東五丁目三十九番十一号

豊島都税事務所

豊島区西池袋一丁目十七番一号

北都税事務所

北区中十条一丁目七番八号

荒川都税事務所

荒川区西日暮里二丁目二十五番一―六〇一号

板橋都税事務所

板橋区大山東町四十四番八号

練馬都税事務所

練馬区豊玉北六丁目十三番十号

足立都税事務所

足立区西新井栄町二丁目八

同 葛飾都税事務所 番十五号  
 葛飾区立石五丁目十三番一  
 号  
 同 江戸川都税事務所 江戸川区中央四丁目二十四  
 番十九号

●東京都告示第二百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一  
 項の規定に基づき令和三年東京都告示第百十四号日野都市  
 計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二  
 項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、  
 次のように告示する。

令和四年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 日野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 日野都市計画緑地事業第十五号百草  
六地藏緑地
- 三 事業施行期間 令和三年二月十二日から令和五年三  
月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第三百号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」  
 という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位  
 置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和四年三月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

変更に係る道 路の種類	変更年月日	変更に係る道 路の位置	変更に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ ートル)
	令和四年三 月二日	狛江市岩戸北 四丁目千三百 四十九番三の 一部	延長 一五・三三 幅員 〇・〇八 〇・一五

法第四十二条 令和四年三 狛江市岩戸北 延長  
 第一項第五号 月二日 四丁目千三百 一五・三三  
 の規定による 四十九番三の 幅員  
 道路 一部 〇・〇八  
 〇・一五

●東京都告示第三百一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

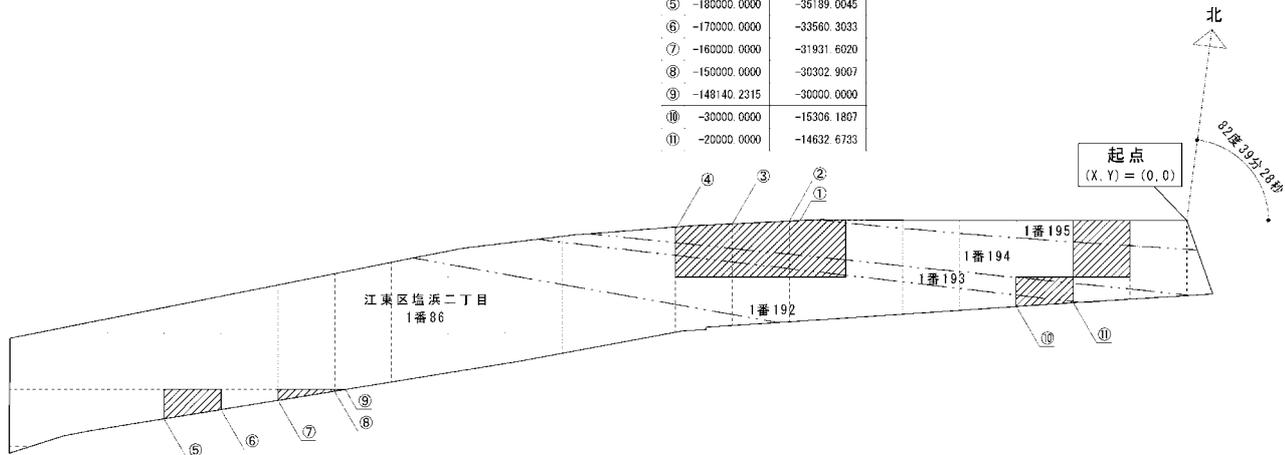
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区塩浜二  
丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準  
に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合  
物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

有害物質の種類 鉛及びその化合物

【座標軸】  
座標値は、江東区塩浜二丁目1番195の最北端を(X, Y) = (0, 0)とし、本図面の横方向をX、縦方向をYとした任意座標である。

X座標	Y座標
① -68086.6792	0.0000
② -70000.0000	-92.8081
③ -80000.0000	-577.8708
④ -90000.0000	-1136.2031
⑤ -180000.0000	-35189.0045
⑥ -170000.0000	-33560.3033
⑦ -160000.0000	-31931.6020
⑧ -150000.0000	-30302.9007
⑨ -148140.2315	-30000.0000
⑩ -30000.0000	-15306.1867
⑪ -20000.0000	-14632.6733

別図



【凡例】  
 単位区画  
 筆境界  
 敷地境界  
 形質変更時要届出区域

【起点】  
起点は、江東区塩浜二丁目1番195の最北端とする。

【格子の回転角度（82度39分28秒）】  
格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百二二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和三年管理年度（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和四年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子  
 特定水産資源 知事管理区分 知事管理漁獲可能量の名称

- くろまぐろ（小型魚） 漁船等漁業 東京都くろまぐろ 九・四トン
- くろまぐろ（大型魚） 漁船等漁業 東京都くろまぐろ ○・〇トン
- くろまぐろ（大型魚） 漁船等漁業 東京都くろまぐろ 五三・九トン
- くろまぐろ（大型魚） 定置漁業 東京都くろまぐろ ○・〇トン

●東京都告示第三百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定による行政区の境界に係る道路の管理に関する協議が成立したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、令和四年三月十二日から二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

一 路線名、位置、種別及び管理者  
 路線名 環状八号  
 殿町羽田空港  
 位置 東京都大田区羽田空港二丁目  
 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目

種別 道路  
 管理者 川崎市

二 管理の内容  
 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第五  
 五条各号に掲げるものを除くほか、新設、改築(橋梁の  
 架け替えを含む。)、区域変更行為及び供用開始行為  
 (公示行為を含む。)、以外の管理

三 施行年月日  
 令和四年三月十二日

●東京都告示第三百四号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十条第一項  
 の規定に基づき都道と空港施設との兼用工作物の管理に關  
 する協議が成立したので、同条第六項の規定により、次の  
 ように告示する。  
 令和四年三月十一日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 道路の種類、路線名及び道路の位置  
 都道 環状八号 東京都大田区羽田空港二丁目十番三  
 地内

二 他の工作物の管理者の氏名及び住所  
 氏名 空港管理者 国土交通省東京航空局長 藤田  
 礼子

住所 東京都千代田区九段南一丁目一番地十五

三 管理を行う者の氏名及び住所  
 氏名 道路管理者 川崎市長 福田 紀彦  
 住所 神奈川県川崎市川崎区宮本町一番地  
 (道路法第十九条第一項の規定による令和四年二月十  
 日付「行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定の  
 一部を改正する協定」に基づき、川崎市が東京都の行政  
 区域内にわたる道路の管理を行う。)

四 道路管理者が行う空港施設の管理の内容  
 兼用工作物の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業  
 費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業及びそ  
 の他の管理

五 協議が成立した日及び施行期日  
 協議が成立した日 令和四年二月十日  
 施行期日 令和四年三月十二日

●東京都告示第三百五号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項  
 の規定により、次の都道の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和四年三月十一日から起算して二週  
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月十一日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 路線名  
 環状八号

二 供用開始の区間  
 大田区羽田空港二丁目十番三地内か  
 ら同所同番地先まで

三 供用開始の概要  
 別図表示のとおり

四 供用開始の期日  
 令和四年三月十二日

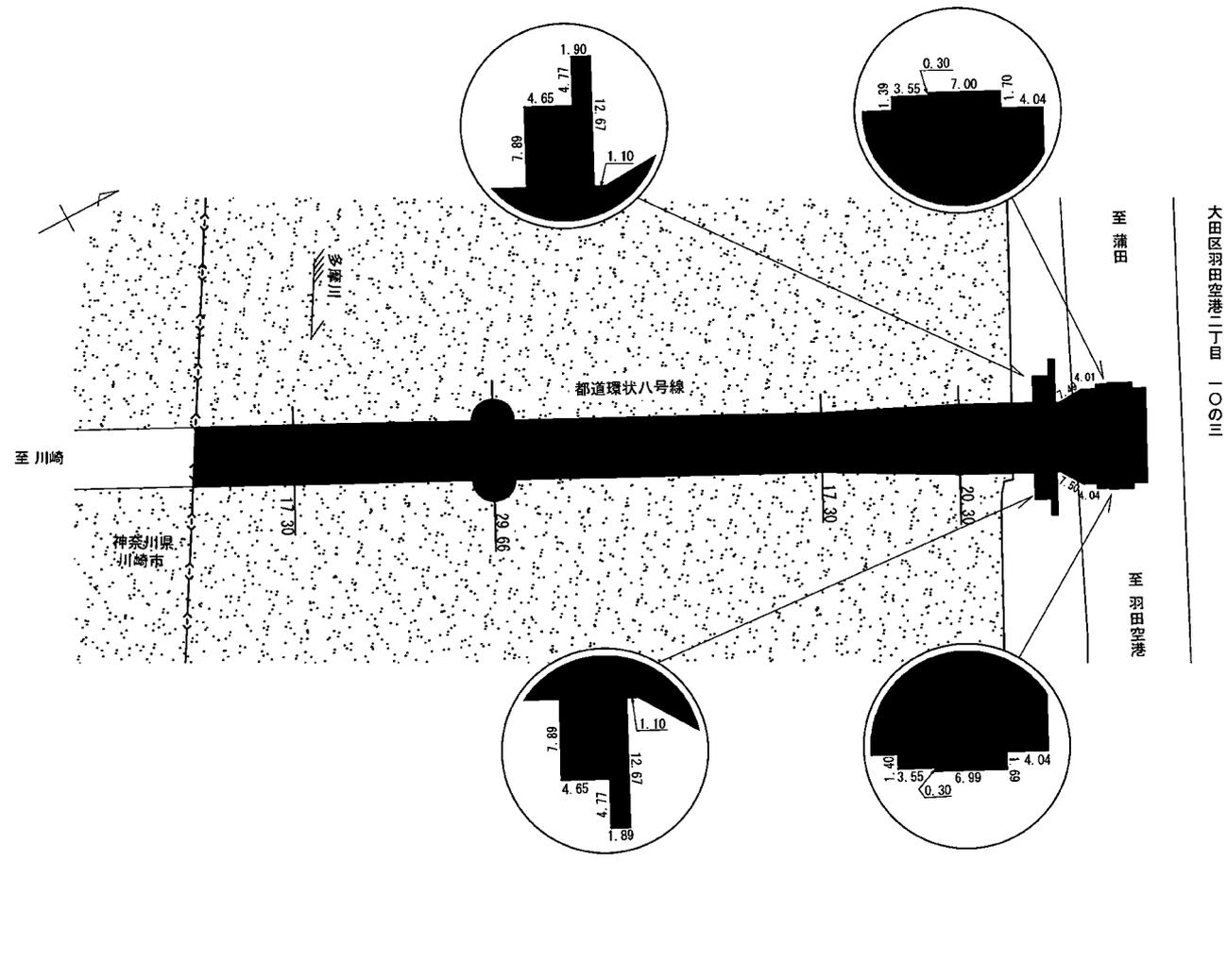
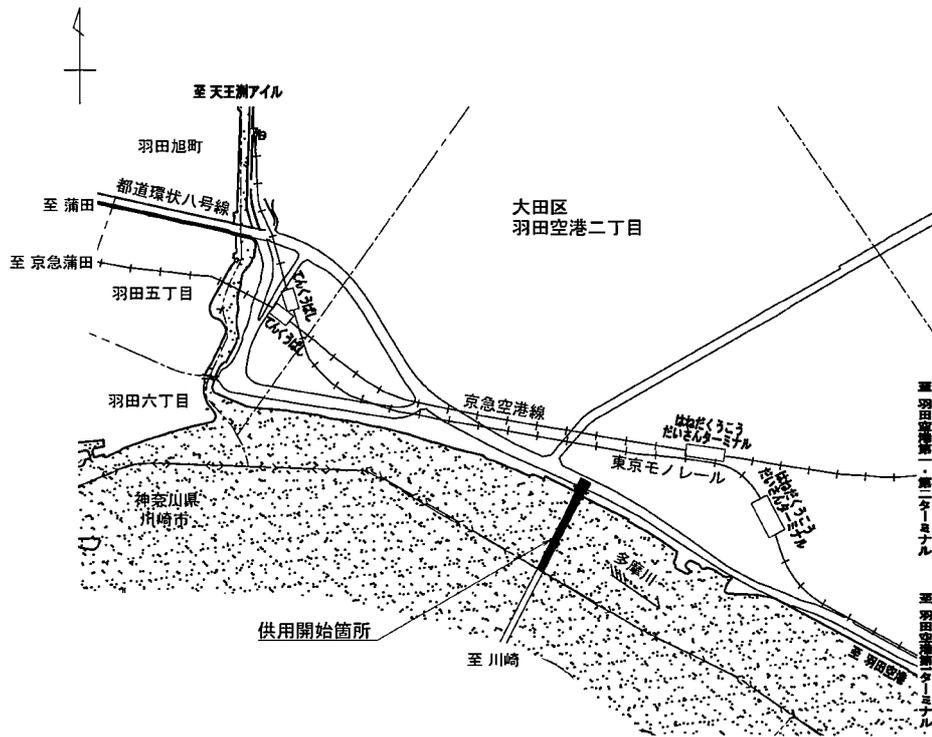
別図

都道環状八号線供用開始略図

大田区羽田空港二丁目地内

供用開始区域  
都道

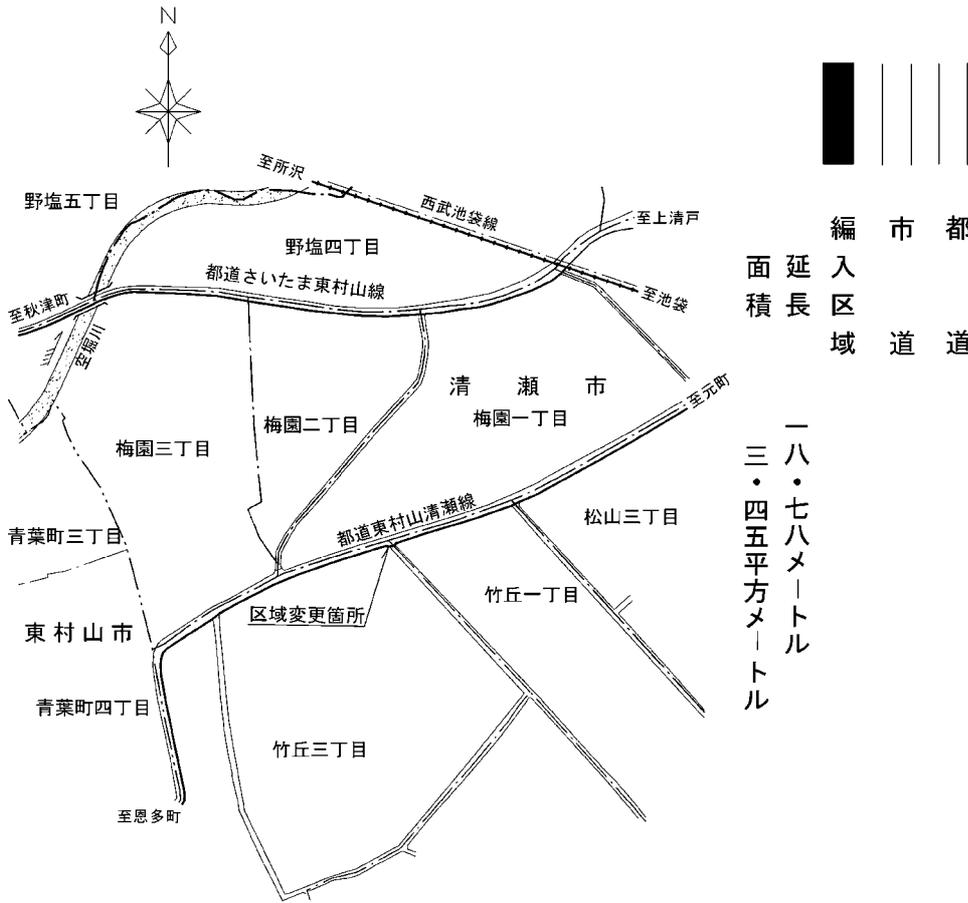
延長 二七六・九七メートル  
面積 五、四四三・六一平方メートル



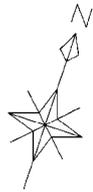
●東京都告示第三百六号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道東村山清瀬線区域変更略図  
 清瀬市竹丘三丁目、竹丘一丁目



編入区域 延長 面積  
 都道 一八・七八メートル  
 市道 三・四五平方メートル



その関係図面は、令和四年三月十一日から起算して二週  
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月十一日  
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 東村山清瀬
- 二 変更の区間 清瀬市竹丘三丁目千二百七番一地从先から同市竹丘一丁目千九百九十七番一地从先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 東村山清瀬

二 供用開始の区間 清瀬市竹丘三丁目千二百七番一地从り同市竹丘二丁目千九百九十七番一地从り

三 供用開始の期日 令和四年三月十一日

●東京都告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年三月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

東村山清瀬

二 占用を制限する区間

清瀬市竹丘三丁目千二百七番一地从り同市竹丘二丁目千九百九十七番一地从り

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和四年三月十二日

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、東京都の区域におけるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流、持ち出し等について、次のとおり制限する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合を除く。

令和四年三月十一日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

(放流の制限)

一 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面においては、公的研究機関が試験研究のために行う場合を除き、コイの放流を行ってはならない。

(持ち出しの禁止)

二 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面においては、その水系からコイを持ち出してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が承認する場合、東京都が疾病のための検査を行う場合及び焼却・埋却等処分を行う場合については、この限りではない。

(遺棄の禁止)

三 生死を問わず、東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(有効期間)

四 この指示の有効期間は、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までとする。

●東京都内水面漁場管理委員会指示第二号

令和四年度における第五種共同漁業に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和四年三月十一日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流尺	一尾当たりの重量	遊卵場造成	備考
青梅町御庄一丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合 奥多摩部奥多摩町 氷川1193番地 氷川漁業協同組合	内共第1号	あゆ	1,650 kg	1~15 g		
		にじます	7,470 kg	100 g		
		やまめ	4,165 kg	100 g		
		稚魚	130,000 尾	2 g		
		卵	170,000 粒			
あきる野市滝沢 1311番地 秋川漁業協同組合	内共第2号	あゆ	1,400 kg	30~50 g		
		にじます	2,600 kg	1~7 g		
		やまめ	1,500 kg	100 g		
		稚魚	7,200 kg	90 g		
		卵	50,000 尾	2 g		
		こい	131,500 粒			
		ふな	5 kg	50 g		
		うなぎ				
		おひめわ	200 kg	20 g		
		かじか	75 kg	35 g		
府中市府中町一丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第3号	あゆ	320 kg	25 g		
		こい				
		ふな	200 kg	200 g		
		うなぎ	0 kg	0 g		
		おひめわ				
		おひめわ	40 kg	40 g		
		おひめわ	40 kg	25 g		
		あゆ	40 kg	25 g		
		こい	180 kg	200 g		
		ふな	0 kg	0 g		
府中市府中町一丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第5号	あゆ	40 kg	40 g		
		こい				
		ふな	40 kg	25 g		
		うなぎ	956 kg	80 g		
		にじます	85 kg	1,700 g		
		やまめ	140 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	15,000 粒			
		こい	80 kg	200 g		
		うなぎ	20 kg	40 g		
八丁子市1.恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	こい				
		ふな				
		うなぎ				
		かじか				
		こい				
		ふな				
		うなぎ				
		かじか				
		こい				
		ふな				

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流尺	一尾当たりの重量	遊卵場造成	備考
西多摩郡奥多摩町 川野529番地 小河内漁業協同組合	内共第9号	にじます	350 kg	100 g		
		やまめ	125 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	125 kg	150 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		うなぎ				
		にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京東部漁業協同組合	内共第10号	いわな	40 kg	150 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		うなぎ				
		やまめ	10,000 尾	2 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		うなぎ				
		にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
内共第11号	内共第11号	うなぎ	1,400 kg	25 g		
		稚魚	60 kg	25 g		
		うなぎ				
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		うなぎ				
		稚魚	500 kg	25 g		
		うなぎ				
		稚魚	20 kg	25 g		
		うなぎ				
		稚魚	0 尾	25 g		

注: こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のため東京都内水面漁場管理委員会が発出した委員会指示(委員  
会指示第1号)に従い、種苗放流に係る指示は行わないこととする。

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流尺	一尾当たりの重量	遊卵場造成	備考
府中市府中町一丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第12号	あゆ	40 kg	40 g		
		こい				
		ふな	40 kg	25 g		
		うなぎ	956 kg	80 g		
		にじます	85 kg	1,700 g		
		やまめ	140 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	15,000 粒			
		こい	80 kg	200 g		
		うなぎ	20 kg	40 g		
八丁子市1.恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	こい				
		ふな				
		うなぎ				
		かじか				
		こい				
		ふな				
		うなぎ				
		かじか				
		こい				
		ふな				

規程(交)

●交通局規程第九号

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第四項中「ICSFカード」を「IC定期乗車券」に改める。

第三十八条第五項を次のように改める。

5 前二項の払戻しを行う場合は、IC定期乗車券一枚につき、IC発行事業者規則に定めるICSFカードの払戻し手数料額(以下「手数料額」という。)を收受する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 定期乗車券の払戻し額が手数料額に満たない場合
- その満たない額をSF残額から充当して收受する。
- 二 前号に定める取扱いをしてもお手数料額に満たない場合 定期乗車券の払戻し額とSF残額との合算額を收受する。

附 則

この規程は、令和四年三月十二日から施行する。

●交通局規程第十号

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第四項中「ICSFカード」を「IC定期乗車券」に改める。

第三十八条第五項を次のように改める。

5 前二項の払戻しを行う場合は、IC定期乗車券一枚につき、運送約款に定める定期乗車券の払戻し手数料額(以下「手数料額」という。)を收受する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 定期乗車券の払戻し額が手数料額に満たない場合
- その満たない額をSF残額から充当して收受する。
- 二 前号に定める取扱いをしてもお手数料額に満たない場合 定期乗車券の払戻し額とSF残額との合算額を收受する。

附 則

この規程は、令和四年三月十二日から施行する。

●交通局規程第十一号

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十九年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項を次のように改める。

3 前項の払戻しを行う場合は、IC定期乗車券一枚につき、旅客営業規程に定める定期乗車券の払戻し手数料額(以下この項において「手数料額」という。)を收受する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 定期乗車券の払戻し額が手数料額に満たない場合
- その満たない額をSF残額から充当して收受する。
- 二 前号に定める取扱いをしてもお手数料額に満たない場合 定期乗車券の払戻し額とSF残額との合算額を收受する。

第四十九条第三項を次のように改める。

3 前項の払戻しを行う場合は、IC企画乗車券一枚につき、旅客営業規程等に定める企画乗車券の払戻し手数料額(以下この項において「手数料額」という。)を收受する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 企画乗車券の払戻し額が手数料額に満たない場合
- その満たない額をSF残額から充当して收受する。
- 二 前号に定める取扱いをしてもお手数料額に満たない場合 企画乗車券の払戻し額とSF残額との合算額を收受する。

附則

この規程は、令和四年三月十二日から施行する。

●交通局規程第十二号

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

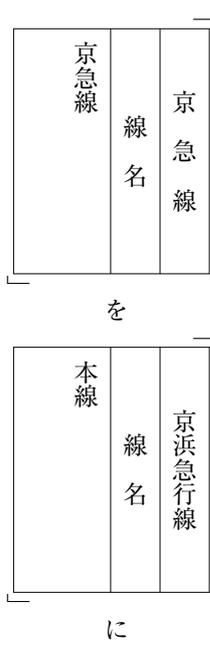
令和四年三月十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車連絡運輸規程(昭和三十五年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表第四の項中「京急線」を「京浜急行線」に改め、同表第十の項中「京急線経由」を「京浜急行線経由」に、



改め、同表第十五の項及び第二十一の項中「京急線」を「京浜急行線」に改め、同条第三項中「都営地下鉄」を「地下高速電車」に改め、同条第四項中「都営地下鉄線内」を「地下高速電車」に改める。

第四条第七項中「京浜急行線羽田空港第1・第2ターミナル駅又は羽田空港第3ターミナル駅と地下高速電車の各駅とを泉岳寺駅で相互に乗り継ぐとき、並びに京成線成田空港駅又は空港第2ビル駅、浅草線押上駅・泉岳寺駅間

及び京浜急行線羽田空港第1・第2ターミナル駅又は羽田空港第3ターミナル駅を連続して乗り継ぐとき」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 大人 それぞれの大人片道普通旅客運賃を合算した額から六十円を差し引いた額

二 小児 それぞれの小児片道普通旅客運賃を合算した額から三十円を差し引いた額

第四条に次の三項を加える。

8 京浜急行線羽田空港第1・第2ターミナル駅又は羽田空港第3ターミナル駅と地下高速電車の各駅とを泉岳寺駅で相互に乗り継ぐときの片道普通旅客運賃は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 大人 それぞれの大人片道普通旅客運賃を合算した額から五十円を差し引いた額

二 小児 それぞれの小児片道普通旅客運賃を合算した額から二十円を差し引いた額

9 京成線成田空港駅又は空港第2ビル駅、地下高速電車押上駅・泉岳寺駅間及び京浜急行線羽田空港第1・第2ターミナル駅又は羽田空港第3ターミナル駅を連続して乗り継ぐときの片道普通旅客運賃は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 大人 それぞれの大人片道普通旅客運賃を合算した額から八十円を差し引いた額

二 小児 それぞれの小児片道普通旅客運賃を合算した額から四十円を差し引いた額

10 北総線、京成線押上駅・京成高砂駅間、地下高速電車押上駅・泉岳寺駅間及び京浜急行線羽田空港第1・第2ターミナル駅又は羽田空港第3ターミナル駅を連続して

乗り継ぐときの片道普通旅客運賃は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 大人 それぞれの大人片道普通旅客運賃を合算した額から七十円を差し引いた額。ただし、北総線の十キロメートルを超える区間を乗車するときは、八十円を差し引いた額

二 小児 それぞれの小児片道普通旅客運賃を合算した額から三十円を差し引いた額。ただし、北総線の十キロメートルを超える区間を乗車するときは、四十円を差し引いた額

附則

この規程は、令和四年三月十二日から施行する。

●交通局規程第十三号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程(平成二十六年交通局規程第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「東急・都・メトロ一日乗車券」という。」の下に「地下高速電車線と東京メトロ線及び京浜急行電鉄株式会社鉄道線(以下「京浜急行線」という。)と行う

一日乗車券(以下「京急・都・メトロ一日乗車券」という。)を加える。

第二条第二項中「及び東急・都・メトロ一日乗車券」を「、東急・都・メトロ一日乗車券及び京急・都・メトロ一日乗車券」に改める。

第四条第一項中「及び東急・都・メトロ一日乗車券」を「、東急・都・メトロ一日乗車券及び京急・都・メトロ一日乗車券」に改め、同条に次の一項を加える。

4 京急・都・メトロ一日乗車券を所持する旅客は、当該京急・都・メトロ一日乗車券の有効日に限り、事前に指定をした京浜急行線の割引往復乗車券の区間に往復乗車することができる。ただし、品川駅・泉岳寺駅間の乗車回数については制限しない。

第五条に次の一項を加える。

4 京急・都・メトロ一日乗車券の運賃は、第一項各号の運賃に京浜急行線割引往復乗車券の運賃をそれぞれ併算した額とする。

第六条に次の三号を加える。

八 第八条第六号に掲げる発売場所において発売する京急・都・メトロ一日乗車券(ICカード乗車券)

表

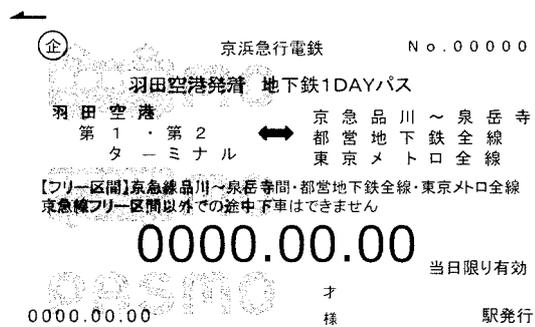


備考 小児用は、券面表面に小と表示する。

九 第八条第六号に掲げる発売場所において発売する京急・都・メトロ一日乗車券(外国人向けICカード乗車券)

十 第八条第七号に掲げる発売場所において発売する京急・都・メトロ一日乗車券(ICカード乗車券)

表



備考 小児用は、券面表面に小と表示する。

第八条に次の二号を加える。

六 第六条第八号及び第九号の京急・都・メトロ一日乗車券

京急急行線の各駅(羽田空港第1・第2ターミナル駅、羽田空港第3ターミナル駅及び泉岳寺駅を除く。)

七 第六条第十号の京急・都・メトロ一日乗車券

京浜急行線の羽田空港第1・第2ターミナル駅及び羽田空港第3ターミナル駅

第九条第三項中「及び東急・都・メトロ一日乗車券」を「、東急・都・メトロ一日乗車券及び京急・都・メトロ一日乗車券」に改める。

附則

この規程は、令和四年三月十二日から施行する。

●交通局規程第十四号

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車

券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程(平成二十年交通局規程第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項を次のように改める。

3 前項の払戻しを行う場合は、IC定期乗車券一枚につき、施行規程に定める定期乗車券の払戻し手数料額(以下この項において「手数料額」という。)を收受する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 定期乗車券の払戻し額が手数料額に満たない場合  
その満たない額をSF残額から充当して收受する。
- 二 前号に定める取扱いをしてもなお手数料額に満たない場合  
定期乗車券の払戻し額とSF残額との合算額を收受する。

第四十九条第三項を次のように改める。

3 前項の払戻しを行う場合は、IC企画乗車券一枚につき、施行規程等に定める企画乗車券の払戻し手数料額(以下この項において「手数料額」という。)を收受する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各

号に定めるとおりとする。

- 一 企画乗車券の払戻し額が手数料額に満たない場合  
その満たない額をSF残額から充当して收受する。
- 二 前号に定める取扱いをしてもなお手数料額に満たない場合  
企画乗車券の払戻し額とSF残額との合算額を收受する。

附 則

この規程は、令和四年三月十二日から施行する。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第一号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。別記第三十七号様式の二を次のように改める。

第37号様式の2 (第37条の2関係)

東京都水道局長 殿 (水道局用) 水道料金 口座振替(自動払込)届出書 取  
 下水道料金 自動払込受付通知書

私は、水道料金・下水道料金を口座振替又は自動払込によって支払うこととしたいので、次のとおり届け出ます。

申込日 年 月 日

東京都 区市町 丁目 番 号 棟 室  
 フリガナ

水道をご利用の住所お名前  
 お客さま番号

水道料金に関する書類のお届け先  
 フリガナ

口座名義  
 フリガナ お名前

金融機関名	店名	預金種目	口座番号
銀行等	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座	
コード	コード	訂正欄	
訂正欄	訂正欄	※数字記入例 0123456789	

金融機関コード	通帳記号	通帳番号
ゆうちょ銀行		
9900	訂正欄	
払込先口座番号 00160-3-950038	払込先加入者名 東京都水道局長	訂正欄
フリガナ 通帳のおところ 千		

送付先

上記届出口座について、右記の理由により、当行では取り扱うことができませんので、依頼書と共に返却します。

不備理由  
 1 口座なし  
 2 印鑑相違  
 3 口座番号相違  
 4 届書・代表者名漏れ  
 5 その他 ( )

上記届出口座について、当行にて取り扱うことを承諾しました。このため、依頼書については、原本を委付取り保管します。

金融機関受付印 (取扱店日附印)

注 この様式は、縦200ミリメートル、横180ミリメートルとする。

附則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局財務規程別記第三十七号様式の二による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年三月十一日

東京都知事 小池 百合子

- 名称  
特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ
- 代表者の氏名  
助川 英治
- 主たる事務所の所在地  
千代田区内神田一丁目五番十三号 内神田TKビル一階
- 更新された認定の有効期間  
令和三年十二月二十七日から令和八年十二月二十六日まで

<p>一 名称 特定非営利活動法人日本がん臨床試験推進機構</p> <p>二 代表者の氏名 高久 史磨</p> <p>三 主たる事務所の所在地 千代田区神田神保町一丁目六十四番地 神保町協和ビル六階</p> <p>四 更新された認定の有効期間 令和三年四月六日から令和八年四月五日まで</p>	<p>令和三年九月五日から令和八年九月四日まで</p> <p>建設業の許可の取消処分公告について</p> <p>建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>令和四年三月十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 処分した年月日 令和四年二月二十一日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 株式会社シンワ 練馬区旭町一丁目三十四番四号 神崎 雅成</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。</p>	<p>日本住宅建材株式会社 新宿区若松町三十三番六号菱和パレス若松町四階 長沼 志郎</p> <p>東京都知事許可（般一二十八）第一二七六七五号</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人トラ・ゾウ保護基金</p> <p>二 代表者の氏名 李（戸川） 久美</p> <p>三 主たる事務所の所在地 港区虎ノ門二丁目五番四号 末広ビル三階</p> <p>四 更新された認定の有効期間 令和三年十一月十日から令和八年十一月九日まで</p>	<p>一 処分した年月日 令和四年二月二十一日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 株式会社シンワ 練馬区旭町一丁目三十四番四号 神崎 雅成</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。</p>	<p>八王子市川口町六百三十五番地一 竹原 和幸</p> <p>東京都知事許可（般一四一四一四八四号）</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人ジャパンハート</p> <p>二 代表者の氏名 吉岡 春葉</p> <p>三 主たる事務所の所在地 台東区寿一丁目五番十号 1510ビル三階</p> <p>四 その他の事務所の所在地 佐賀県伊万里市東山代町東大久保千七百六十一番地二</p> <p>五 更新された認定の有効期間</p>	<p>一 処分した年月日 令和四年二月二十一日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号</p>	<p>竹路工業株式会社</p> <p>東京都知事許可（般一四一四一四八四号）</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。</p>

一 処分した年月日 令和四年二月二十一日	二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 株式会社湊川	三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し	四 処分の原因となった事実 営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。
一 処分した年月日 令和四年二月二十一日	二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 株式会社ニューアピオン 新宿区西新宿四丁目十五番三号 伊藤 奨悟 東京都知事許可(般一三十)第一四八六七一号	三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し	四 処分の原因となった事実 営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実

<p>実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。</p> <p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>令和四年三月十一日 東京都多摩建築指導事務所長 浅井 勉</p> <p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 住所及び氏名 あきる野市測上字開戸二百九十四番一、二百九十五番一及び同番四 あきる野市測上二百六十四番地三 株式会社大昇 代表取締役 大谷 公重 日野市栄町二丁目二十三番三 日野市栄町一丁目二十一番及び同番十五の各一部並びに地の五 同番二十 加藤 道夫</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体</p>
---

<p>にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年三月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和四年三月十一日 東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>一 店舗名 東京2020大会時イベントスペース</p> <p>二 店舗所在地 江東区青海一丁目一番</p> <p>三 設置者名 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</p> <p>四 設置者住所 中央区晴海一丁目八番十号</p> <p>五 変更前の設置者住所 中央区晴海一丁目八番十一号</p> <p>六 変更後の設置者住所 中央区晴海一丁目八番十号</p> <p>七 変更前の設置者の代表者名 森 喜朗</p> <p>八 変更後の設置者の代表者名 石崎 聖子</p> <p>九 変更日 令和三年十月十一日ほか</p> <p>十 届出日 令和四年二月十五日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 令和四年三月十一日から同年七月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 (仮称) 東京2020大会時イベントスペース

二 店舗所在地 江東区青海一丁目一番

三 設置者名 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

四 店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日 令和三年九月六日

雑報

東京都職員共済組合会の招集について

令和三年度第二回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

令和四年三月十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

一日時 令和四年三月二十四日 午後四時十五分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十七階 職員共済組合大会議室

三 議事 第一号議案 監事の選出について

第二号議案 令和三年度事業計画及び予算の一部変更について

第三号議案 令和四年度事業計画及び予算(案)

第四号議案 東京都職員共済組合定款の一部変更について

東京都職員共済組合告示第一号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十六条の二第一項第二号に規定する令和四年度の任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均標準報酬月額は、四十四万円とする。

令和四年三月十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

正誤

○令和四年二月二十八日付雑報（全国自治宝くじ事務協議会告示第四百二十四号）

三十三ページ上段中

「二等 百万円」を「二等 百万円」に訂正する。

訂正する。

○令和四年二月二十八日付雑報（全国自治宝くじ事務協議会告示第四百三十一号）

三十六ページ下段中

「四等 五等」を「四等 五等」に訂正する。

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

本号 七〇円 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

